

旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和8年9月3日

旭川市長 今 津 寛 介

1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 布類等選別業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

旭川市が各施設から回収する布類等について、選別・袋詰め等を行う。

イ 履行期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

ウ 発注部局及び問合せ先

旭川市東旭川町下兵村3番地の5

旭川市環境部クリーンセンター

電話 0166-36-2213

2 契約の相手方の選定基準

(1) 障害者の就労機会の確保や自活の促進のために、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号で規定する福祉関係施設等であること。

(2) 保管場所、作業場所及び作業に必要な工具、人員等を有しており、状況に応じた的確な作業分担等が可能であるなど、適正かつ効率に業務が遂行される者であること。

3 契約の相手方の決定方法

上記2を満たす者から見積書を徴取し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。

4 その他

支払い方法は、翌月払いとする。